

『パートナーシップ構築宣言』

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことによりサプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存も取引関係や企業規模等を超えた新たな連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携： 公正・透明な取引を基本とし、価格交渉や契約条件において一方的な要求を行わず、相互理解と信頼に基づく関係を築きます。中小企業や地域企業との連携を重視し、持続可能なサプライチェーンの構築に努めます。
- b. IT実装支援： オフィス 365 を使ったアプリ人材育成プロジェクトを取引企業と実施
本プロジェクトでは製造現場で使用されている紙媒体の帳票類のデジタル化を目的としています。具体的には設備点検表、加工条件表、在庫管理表など製造に必要な各種帳票や営業・設計・製造の各工程における情報共有に必要なプロジェクト管理アプリの作成など対象とする。これらを紙面からデジタルデータ移行することで、情報の検索性・共有性の向上、保管スペースの削減、入力・更新の効率化、また製造業務全体の生産性向上と品質管理の強化を実現します。
- d. グリーン化の取組： 脱・低炭素化省エネ診断。SBT 認証取得済。計画に基づいて省エネ推進。
また、センシング技術を活用した電気消費量の把握をオムロン(株)の協力のもと実施。
- e. 健康経営に関する取り組み： 健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策共同実施

1. 振興基準の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するため、年1回金型調査を実施します。下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2. その他（任意記載）

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2025年7月4日

株式会社有川製作所

企 業 名

代表取締役 有川 富貴

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。